

第1章

計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合い、自らの意思によってその能力を發揮し、家庭、地域、職場などのあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性¹が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を目指して区が総合的かつ計画的に施策を展開するためのものです。

基本理念（条例第3条）

- (1) 全ての人の人権が尊重され、性別等により直接的又は間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。
- (3) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を發揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場又は地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- (5) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進し、性の多様性を尊重すること。
- (6) 区民は、国籍、性別等又は年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

1 性の多様性

性を構成する要素には、性的指向、性自認、性表現、身体の性の四つの要素があり、それぞれの要素の在り方が多様であるため、その組み合わせによって構成される性には多様な在り方が存在すること。

性的指向：恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているかを表す概念。

性自認：自分の性をどのように認識しているかを表す概念。

性表現：服装や話し方など、社会的にどのように自身の性を表現するか。

身体の性：生物学的な身体的特徴。



2 計画改定の趣旨と背景

条例に基づき、平成28（2016）年2月に改定した「目黒区男女平等・共同参画推進計画〔平成28（2016）年度～令和2（2020）年度〕」（以下「前計画」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による計画期間の1年延伸を経て、令和3（2021）年度末で計画期間が終了します。そこで、前計画期間中における以下のような状況を踏まえ、前計画の取組を継承しつつも、社会情勢の変化によって生じた新たな課題等に対応するため、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を改定しました。

（1）国における動き

ア 関係法令の改正等

前計画期間中に、令和元（2019）年5月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立により、女性活躍推進法¹において一般事業主行動計画の策定義務の対象が常時雇用労働者101人以上の事業主に拡充されるとともに、男女雇用機会均等法²においては、セクシュアルハラスメント等の相談を行ったこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止等を定める改正が行われました。平成30（2018）年5月には、国政選挙及び地方選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、令和3（2021）年6月には、政党等による取組の促進や国・地方公共団体の責務等を強化するための改正が行われました。

ワーク・ライフ・バランスの分野では、労働者がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的として、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、平成31（2019）年4月以降、順次施行されています。同法では、国や使用者等が長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずることが定められました。さらに、令和3（2021）年6月に育児・介護休業法³が改正され、男性の育児休業の取得を促進するために、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けが行われました。

1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

2 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」



女性に対する暴力に関しては、平成28（2016）年12月と令和3（2021）年5月のストーカー規制法¹の改正により、規制対象行為の拡大等が行われたほか、平成29（2017）年6月には刑法が110年ぶりに大きく改正され、強姦罪は男性も被害者となる強制性交等罪に変更となり、厳罰化等が行われました。

配偶者等からの暴力（DV）²については、令和元（2019）年6月に配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確にされ、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることになりました。

イ 男女共同参画基本計画

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、令和2（2020）年12月に第5次男女共同参画基本計画を定め、令和7（2025）年度までの方針や政策の方向を示しました。本計画により、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響や、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、デジタル化社会への対応、女性に対する暴力根絶の社会運動、女性の視点からの防災、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。

（2）東京都における動き

東京都は、平成30（2018）年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。同条例の中で、「多様な性の理解の推進」について定めています。

また、「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力防止対策基本計画」で構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を5年ごとに改定し、総合的かつ計画的に取り組んでいます。平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの総合計画は五つの領域と推進体制から構成されており、このうち、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の領域に「性的少数者への支援」という施策が含まれています。なお、東京都では、令和4（2022）年度中に、いわゆる同性パートナーシップ制度を導入することを明らかにしています。

1 ストーカー行為等の規制等に関する法律

2 配偶者（同性パートナーを含む。）や恋人などの親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力〔DV（Domestic Violence）〕。



(3) 目黒区の動き

これらの法令等の制定・改正等による社会情勢の変化や、区を含めた様々な組織や個人の取組により、女性が結婚・妊娠・出産後も自分の望む働き方を続けることや、男性が家事・育児・介護を担うことなど、社会の変化は徐々に進んできています。しかしながら、組織の指導的地位に占める女性の割合が低いことや、男性の長時間労働の慣習が根強く残っていることなど、男女平等・共同参画社会の実現にはより一層の努力が必要です。

また、前計画期間には、広く性の多様性が尊重される社会の実現に向けた取組を区の施策としてより明確に位置付けるため、区は、令和2（2020）年3月に目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例を改正施行しました。自身の性的指向や性自認（SOGI¹）に起因して生じる日常生活上の困難や不安等を解消し、性の多様性を尊重する社会を実現することも重要な課題です。

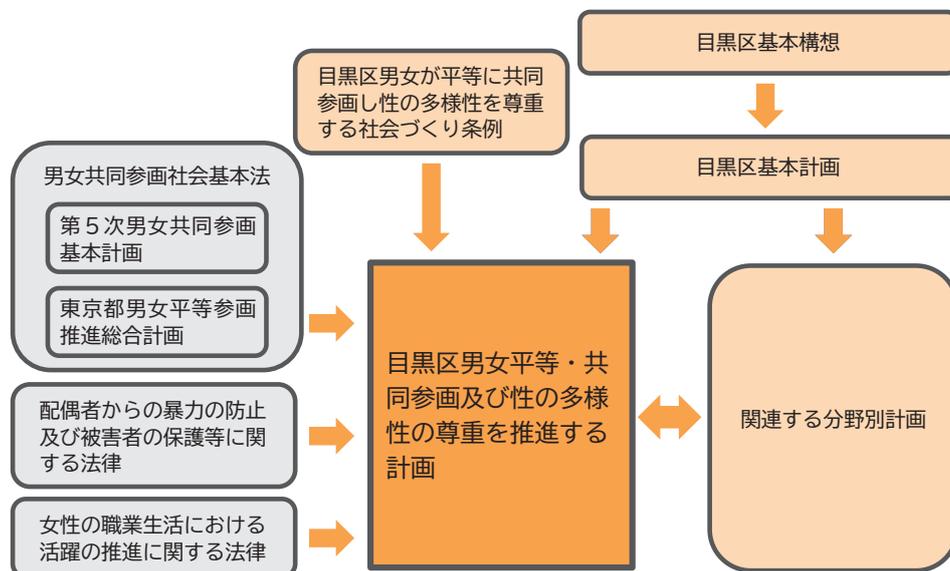
1 SOGI（ソジ・ソギ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を合わせた言葉。誰もが持つ性の要素を表す概念として用いられています。なお、性の要素には、他に性表現や身体の性もあります。



3 計画の性格・位置付けなど

- 本計画は、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第8条に定める計画です。
- 本計画は、前計画を継承し、更に発展させる計画です。
- 本計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）」を踏まえるとともに、関連する分野別計画との整合性を図り改定するものです。
- 本計画は、目黒区男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を尊重し、改定するものです。
- 本計画は、条例の基本理念を具体化し、達成すべき目標と方向を明確にし、区、区民及び事業者が協働して取り組む際の指針とするものです。
- 本計画は、男女共同参画社会基本法における市町村男女共同参画計画として定める計画です。
- 本計画の課題（中項目）1－1「政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進」、1－3「働く場における男女平等・共同参画の促進」、2－1「仕事と生活の両立支援」を、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置付けています。
- 本計画の課題（中項目）3－2「配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援」を、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けています。
- 施策の推進に当たっては、区の各担当課が所管事業として取り組むため、本計画の中では各事業の具体的な実施年度、事業費及び実施規模は掲載していません。





4 計画期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年です。ただし、この間の社会状況の変化に伴い、必要に応じて本計画の事業を見直すこととします。

5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

平成27（2015）年9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、日本を含めた世界が「誰一人取り残さない」社会を目指し、取組を進めています。同アジェンダにある17のゴール（目標）の一つに、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント¹を図る」ことが掲げられています（ゴール5）。

日本では、政府が平成28（2016）年12月にSDGs実施指針を策定し、ビジョン、実施原則、優先課題等を示しており、八つの優先課題の一つめに、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げるとともに、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）して取組を進めていくこととされています。

ジェンダー主流化の推進は、社会のあらゆる分野に関わることであり、多様な視点が加わることを通じてSDGsの全てのゴールにつながります。本計画においても、ジェンダー平等をはじめ、女性やLGBTを含めた包摂的な社会を促進することなど、多くの関連する内容についてSDGsの理念を共有しています。



1 自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。（第5次男女共同参画基本計画）



6 男女平等・共同参画と性の多様性の尊重について

本計画は、これまで、条例に基づき、男女平等・共同参画を推進する計画として策定し、取組を行ってきました。男女平等・共同参画が主に男性と比べて女性の権利が制約されていることや、女性に対する人権が侵害されていることなど、性別間における不平等や不均衡などの是正を目指していることに対し、性の多様性の尊重は、性的指向や性自認という性を構成する要素に着目し、その在り方により生じる様々な困難等を解消することを主な目的としています。二つの事柄は、問題の歴史的経緯や性質が異なりますが、いずれも性や性差に関する問題であり、性の多様性を尊重することは、性の在り方に起因する困難や生きづらさを抱える人とそうではない人の間の不平等や不均衡などを是正することと考えることもできることから、共通している点もあります。

そのため、性の多様性の尊重についても、条例の理念に基づき本計画で取り扱うこととし、課題の一つとして位置付けています。

なお、本計画においては、性の要素を表す言葉として、性表現や身体の性も含めて「性的指向や性自認」又は「SOGI」などのように表記しています。同様に、「LGBT¹」についても、レズビアン²、ゲイ³、バイセクシュアル⁴、トランスジェンダー⁵のみではなく、性的少数者（性的マイノリティ／セクシュアルマイノリティ）の総称として使用しています。

7 新型コロナウイルス感染症による取組への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に重大な影響を及ぼし、社会状況や生活の在り方は大きく変化しました。それにより、男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりの在り方も見直しを余儀なくされ、オンラインを活用するなど、より一層の取組の柔軟性が求められるようになりました。

今後、新型コロナウイルス感染症が終息に向かうかどうかについては、現時点では見通すことが困難であることから、本計画に基づき実施する令和4（2022）年度以降の事業については、同感染症の状況に合わせて事業の在り方を見直すなど、柔軟かつ弾力的に実施します。

1 レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を合わせた言葉。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーとそれ以外の性的少数者を分けて「LGBTQ」、「LGBTQ+」などと表記する場合があります。

2 女性同性愛者

3 男性同性愛者

4 両性愛者

5 性自認が出生時に割り当てられた性別と一致しない人



8 計画の体系

本計画では、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを実現するため、四つの目標（大項目）を設定し、総合的に施策を展開します。

そして、目標を実現するための課題（中項目）を明らかにし、その課題を解決するために取り組むべき施策の方向（小項目）や具体的事業等を提示します。

また、各目標に位置付けた課題（中項目）から一つを選定し、重点的に取り組むこととします。この重点課題については、社会情勢や前計画から引き継ぐ課題等を踏まえて選定しています。

目標＝大項目	重点課題（課題＝中項目）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	仕事と生活の両立支援
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援
4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	区民、事業者等との連携



9 計画の体系図

★=重点課題

目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★ 1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	① 審議会等への女性の参画拡大 ② 女性職員のエンパワーメント支援 ③ 区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり
	2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	① 地域活動における男女平等・共同参画の促進 ② 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	① 事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ ② 女性の起業支援や就労支援
	4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	① 生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発 ② 教育の場での男女平等・共同参画の推進
	5 防災における男女平等・共同参画の推進	① 女性の視点を取り入れた防災施策の強化 ② 防災活動における男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	★ 1 仕事と生活の両立支援	① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進 ② 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援
	2 男性の家事・育児・介護への参加促進	① 男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発 ② 男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援
	3 子育て支援の充実	① 多様な子育てサービスの充実 ② ひとり親家庭に対する支援 ③ 地域ぐるみの子育て支援
	4 介護支援の充実	① 高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進 ② 地域における包括的な介護支援



★=重点課題

目 標 (大項目)	課 題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	1 性差に関する意識の改革と理解促進	① 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上
	★ 2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	① 暴力の根絶に向けた意識啓発 ② 被害者に対する相談と支援の充実 ③ 関係機関や団体等との連携強化
	3 女性への暴力やハラスメントの根絶	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ② セクシュアルハラスメント等の根絶
	4 生涯を通じた包括的な健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進 ② 生涯にわたる健康保持・増進支援
	5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	① 性の多様性の理解促進 ② 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消
4 男女平等・共同参画及び性的多様性の尊重を推進する体制の強化	1 計画の推進体制の強化	① 推進体制の充実 ② 拠点施設機能の充実
	2 計画の着実な進行管理	① 進捗状況の評価、改善
	★ 3 区民、事業者等との連携	① 協働事業を通じた意識啓発
	4 国、東京都、他自治体との連携	① 国、東京都、他自治体との連携強化

- 太枠内は、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。
- 二重枠内は、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とする。



10 課題別の指標

★=重点課題

課題解決の達成状況を確認するための指標（数値目標）です。

目標 (大項目)	課題 (中項目)	指標	現状値 (※)	目標値
1 あらゆる分野における男女平等・ 共同参画の推進	★1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	38.7% (令和3(2021)年3月)	50%
	2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	33.7%	50%以上
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	13.6%	25%以上
	4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	57.0%	80%以上
	5 防災における男女平等・共同参画の推進	防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	—	50%以上
2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の 調和)の推進	★1 仕事と生活の両立支援	自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	—	50%以上
	2 男性の家事・育児・介護への参加促進	家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上
	3 子育て支援の充実	共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合	25.8%	15%以下
	4 介護支援の充実			
3 人権と性の多様性が尊重される 社会の形成	1 性差に関する意識の改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	76.1%	90%以上
	★2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	身体的暴力の被害経験者の割合	4.1%	ゼロ
	3 女性への暴力やハラスメントの根絶	セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.0%	ゼロ
	4 生涯を通じた包括的な健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合	47.7%	70%以上
	5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合	—	50%以上



目標 (大項目)	課題 (中項目)		指標	現状値 (※)	目標値
4 男女平等・共同参画及び 性の多様性の尊重を推進 する体制の強化	1	計画の推進体制の強化	区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	70.1%	60%以下
			目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.3%	20%以上
	2	計画の着実な進行管理			
	★3	区民、事業者等との連携	-	-	-
	4	国、東京都、他自治体との連携			

※特に記載があるもの以外は、「令和3年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の結果を集計した数値です。